

女性が働きにくい現場、そろそろ見直しませんか？

女性が安心して働ける 建設現場作りを支援します！



支給上限額を **90万円** に引き上げています！

人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置助成コース

女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

建設現場における人手不足への対策として、女性に活躍していただくこともその一つです。
この助成金では、女性が安心して働くことができる建設現場作りに取り組む中小建設事業主の方を対象に、その費用の一部を助成いたします。

本助成金の概要はこちらのとおりです

支給対象者

中小元方建設事業主

以下の全てを満たす事業主が対象です。

- 雇用保険料率が18.5/1,000であること
- 資本金の額もしくは出資の額の総額が3億円以下もしくは
常時雇用する労働者数が300人以下であること

助成対象事業

女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業

対象となる作業員施設の種類は以下のとおりです。

- トイレ
- 更衣室
- シャワー室
- 浴室

支給額

支給対象費用の3/5（上限：一事業年度につき90万円）

その他、特定の要件を満たすことで助成額を上乗せして受給できる場合があります。

Q 女性が少ない現場には関係ないのでは？



女性専用施設を導入することで、男性も含めた快適な職場環境を見直すきっかけにもなります。
誰もが働きやすい職場実現のため、助成金の活用をご検討ください。



人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

申請手続き

この助成金の支給を受けるためには、

【計画届】と**【支給申請書】**の提出が必要です！

支給までの流れ

1 計画届の提出

賃借事業を開始しようとする日の**2週間前までに**、**計画届と添付資料**を管轄する労働局に提出してください。
(提出物)

- 計画届(建作様式第2号の3)
- 女性専用作業員施設等及び費用内訳書
(建作様式第2号の3別紙)
- 設業許可証明書
- 労働保険料等納入通知書の写し
- 賃貸契約書の写し 等

2 賃借開始

3 賃借終了

4 支給申請書の提出

支給申請書と添付資料を管轄する労働局に提出してください。
提出期間は以下をご確認ください。

支給対象月

提出期間

4月～6月

7月1日～8月末日

7月～9月

10月1日～11月末日

10月～12月

翌年1月1日～2月末日

1月～3月

3月1日～5月末日

(提出物)

- 支給申請書(建作様式第5号の3)
- 女性専用作業員施設等及び費用内訳書
(建作様式第5号の3別紙1)
- 女性専用作業員施設使用状況報告書
(建作別様式第4号の5)
- 賃貸借契約書の写し
- 作業員名簿
- 当該工事の行程表 等

5 助成金の支給

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■支給要領



■支給申請書
記載例



■都道府県労働局
お問い合わせ先

